



**Q** 育児・介護休業法が改正されて、今後、育児休業が取得しやすくなると思います。改正内容や 4月1日施行の主な



時期について教えてください。

**A** 出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事との両立ができるようにするため「育児・介護休業法」が改正され、今年4月から段階的に施行されます。

### 男性の育児休業が取得しやすく

内容は

①事業主は、労働者が育児休業を取得しやすいように、育児休業等に関する必要な研修の実施や相談窓口の設置など、雇用環境整備の措置を講じることが必要。  
②事業主は、本人または配偶者の妊娠・出産の申し出をした労働者に対して、育児休業の取得意向の確認を個別に行うことが必要。  
③育児休業や介護休業の取得要件のうち、「引き続き雇用された期間が1年以上」の要件を撤廃し取得要件を緩和。  
10月1日から施行さに相談してください。

れる主な内容は

①男性の育児休業取得促進のための出生時育児休業(産後パパ育休)を創設し、通常の実施と別に、子の出生後8週間以内に4週間(2回まで分割可)まで取得可能。  
②育児休業を2回に分割して取得できる。  
そのほか、従業員千人超の企業は、2023年4月1日から育児休業取得状況の公表が義務となります。  
鳥取労働局では改正法に関するセミナーを開催するほか、雇用環境・均等室内に相談窓口を設置して、事業主や労働者の相談に広く対応しています。気軽

【育児休業制度等に関する相談窓口】  
鳥取労働局雇用環境・均等室 電話0857(29)1709